

東松山市ステーションビル物産品販売事業者募集要領

トライアル

1 目的

東松山市ステーションビルの動線上安全で通行に支障を及ぼしにくいと判断できる自由通路区域の余剰地を有効活用し、東松山駅を利用する市内外の方を対象に東松山市産の物産品（農産物、工芸品、飲食物等）を販売する事業者を募集します。このことにより、地域産業の発展に寄与するとともに、東松山市産の物産品に対する理解を促進させることを目指します。

2 参加資格

以下の条件を全て満たす事業者

- (1) 駅利用者等に東松山市産の物産品（後段「販売品目」のとおり）を販売でき、併せて駅利用者の生活利便性及び観光利便性の向上に資する商品を販売できる。
- (2) 東松山市に住所または事務所（事業所）、店舗がある法人、団体、個人事業主。
- (3) 税の滞納がない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でない。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を営む事業者でない。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とする事業者でない。
- (7) 販売品目に応じた生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している。
- (8) 営業に必要な許可証や資格を有する。
- (9) 信義則に基づき、誠意をもって市と協力できる。

3 販売品目

東松山市産の物産品として販売できるものは(1)のとおりとし、販売できないものは(2)のとおりとします。

(1) 販売できるもの

A. 農産物、畜産物、水産物

・・・東松山市産のもので真空パック加工、ビニール包装等のもの

B. 工芸品、園芸品、手芸品

・・・東松山市で育てた植物、東松山市民が創作したもの

C. 飲食物

- ・・・上記(1)A. を使用した飲食物のテイクアウト販売（パック等で包装したもの）や試食

D. 酒類

- ・・・税務署に販売の申請をしたもの

E. 菓子

- ・・・東松山市内で考案又は開発したもの

F. その他生産品

- ・・・東松山市内に商品の生産に係る場がある生産品

(2) 販売できないもの

A. 生肉、生魚、加工していない乳製品

※食中毒等の衛生面を考慮。

B. 市が審査によって東松山市産ではないと判断したもの

C. 保健所の許可なく販売しようとするもの

4 販売場所

東松山市ステーションビル1階。別紙現場写真のとおり

許可地A 10㎡

許可地B 10㎡

5 許可期間

1事業者につき同月内1か所のみ、最大5日間使用できます。

日付 令和7年8月1日（金）から令和7年12月26日（金）まで

時間 午前7時から午後9時まで

6 使用料

1日962円

7 申込期間

申込みは先着です。

日付 令和7年7月28日（月）から〔（土）、（日）、（祝日）を除く〕

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

8 注意事項

(1) 申込書は、受付後に市が審査するため、使用日の3日前〔（土）、（日）、（祝日）を除く〕までに提出してください。

(2) 使用料は前払いです。納入通知書を指定の金融機関に持参し、額面記載の金額を

お振込みください。納入後、納入通知書の領収書をもとに許可書を交付します。

- (3) 使用中は、販売や使用に関する許可書等が購入者に見えるよう、常に掲示してください。
- (4) 水道、ガス、火気は使用できません。電気を使用する場合は、事前に市へご相談ください。
- (5) 販売で排出されたごみは、放置することなく必ず使用者が持ち返ってください。
- (6) 使用後は、使用場所を清掃してください。また、工作物等を絶対に残置しないでください。盗難等の被害の補償はできません。
- (7) 物産品と無関係な旗、のぼり、幕、プラカード、広告物の配布、掲示、宣伝、勧誘、拡声機、車両乗り入れ等その他これに類する行為はできません。
- (8) 強い臭気を放つ物は、販売できません。
- (9) 使用許可範囲外で机椅子等を使用しないでください。また、使用にあたって自由通路のバリアフリーに支障がないよう、十分に注意してください。
- (10) 使用期間中は販売実績報告書を常に記録し、使用終了後は必ず市に提出してください。当データを研究し、今後の許可の参考とします。
- (11) 市（管財課）の指示に従わない場合は、使用条件を逸脱した行為と判断し、使用許可を取り消します。
- (12) 原則、既納の使用料は還付しませんが、災害等による使用者の責めに帰さない事由によって使用できない場合は還付します。
- (13) 販売形態に応じた営業許可書は、使用者が保健所に届出をして取得してください。
- (14) 許可地は、第三者に転貸できません。

9 申請書類

東松山市ステーションビル使用許可申請書

【必要な添付書類】※写し可

- ・誓約書
- ・（法人の場合）履歴事項証明書等の設立を証するもの
- ・（個人事業主の場合）開業届出済証明書等の営業を証するもの
- ・食品衛生責任者資格証等の販売形態に応じた資格証
- ・生産物賠償責任保険証（PL保険）
- ・従事者の身分証明書
- ・販売品一覧及び販売品が東松山市産であることがわかる書類

10 申請先

東松山市役所 市庁舎2階管財課 窓口

※郵送による申込みは受付できません。

11 お問い合わせ

◆許可地の空き状況は、お電話でお問い合わせください。

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市役所総務部管財課 財産管理グループ

☎0493-21-1423